三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

ニュース 第25号

2009年4月27日

事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/

琉大労組(内線 2024) 琉病労(内線 7-2099)

ボーナス一割カット!?

組合員の皆さんも、新聞・テレビ等の報道ですでに御承知の方も多いと思いますが、国家公務員の夏のボーナス(夏季一時金)について、人事院が引き下げ勧告を行う方向で動いております。事の発端は、政府・与党が、現在の不景気で民間の賃金落ち込みが著しい中、公務員について当初の予定通り、ボーナスを支給することには国民の反発が強いと判断し、夏のボーナス減額の検討に入ったことにあります(裏面の3月29日付日本経済新聞の記事参照)。それを受けて、人事院も、4月7日~24日の間に、民間企業の夏のボーナスについて緊急に把握する必要があるとの認識から、「民間企業における夏季一時金に関する調査」を行っており、まもなく、この調査結果をふまえて、勧告が出されるものと思われます。もし夏のボーナスを引き下げるのであれば、給与法の改正が必要となり、しかも、5月中に改正が成立しないと間に合わないため、5月早々の勧告が予想されます。おそらく、これまでの経緯からすれば、ボーナスを一割程度引き下げるよう勧告がされる、というのが既定路線と考えられます。

そうなった場合、国立大学法人は国家公務員の給与に準拠しているため、琉球大学も、同様に 夏のボーナス引き下げの改定を迫られることは必至です。組合員の皆さんにも他人事ではないと いうことを知っていただかなければなりません。もちろん、給与改定となれば、当然、団体交渉 事項にあたりますから、このような時期にも関わらず、協議が行われることになりますが、その 前に、現時点での三者連絡会の考えを表明しておきたいと思います。

三者連絡会としては、そもそも人事院が引き下げ勧告を行うことに反対です。勧告の前提となる今回の臨時調査そのものが、人事院の主体的な動きというよりも、政府・与党の圧力に屈したものであり、憲法で保障されている労働基本権が公務員には制約されていることの代償として機能するべき人事院が、その役割を自ら放棄するに等しいと考えるからです。そのような問題のある勧告であれば、もしそれが仮になされた場合でも、ただ国家公務員に準拠しているからというだけで、国立大学法人もそれに従わざるをえないとはならないはずでしょう。

もっとも、現時点では、人事院の調査が行われたこと以外、すべて仮定の話ですが、これまでの経緯から見て、決して予断を許さない状況にあるといわざるをえません。組合員の皆さんには、今後の推移をくれぐれも注意していただきたいと思います。もちろん、当局との交渉ということになれば、皆さんにできるだけ早く情報をお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。